**「居宅サービス事業所等の従事者へのワクチン接種について」Ｑ＆Ａ**

**＜接種時期・対象者について＞**

**問１**　接種時期はいつ頃か？

**答１**　優先接種の順位は高齢者の次の「高齢者施設の従事者」となります。現時点では、居宅サービス事業所等の従業者を優先接種対象にするかどうかを含めて現在検討中であり、実施時期は未定です。

【参考】接種順位

　１　医療従事者等　⇒　２　高齢者（令和３年度中に65歳以上になる方）

⇒　３　基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者等　⇒　４　上記以外の者

**問２**　回答した人数は全て接種が受けられるか？

**答２**　ワクチン供給量等の関係で、現時点で回答した人数の接種が確定するものではありません。なお、今回は事前調査となるため、調査終了後、居宅サービス事業所等の従業者へのワクチン優先接種を本市が決定した際に、事業所へ人数調査の再依頼をいたします。

**問３**　事業所の従業者は全て対象となるか？

**答３**　新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者（以下、「自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に直接接し、介護サービスの提供等を行う従事者を想定しているため、事務職等、直接サービス提供等を行わない方は対象外です。

**問４**　利用者へ直接サービス提供を行っている介護従事者は、全員対象としてよいか？

**答４**　優先接種に含むことができる要件として、「居宅サービス事業所等」が自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等に介護サービスの提供を行う意向を市町村に登録し、かつ、従事者がサービス提供を行う意思を有する場合の両方が必要です。自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等にサービス提供を行う意思がない介護従事者は対象外です。

**問５**　接種券及び予約方法は？

**答５**　現時点では、居宅サービス事業所等の従業者を優先接種対象にするかどうかを含めて現在検討中です。優先接種が確定した際は、再度事業所への調査を行い、対象となった事業所へ接種券を送付させていただく予定です。その際の予約方法等の詳細についても、準備が整い次第御案内いたしますので連絡をお待ちください。

**問６**　障害福祉サービスについての人数は？

**答６**　このアンケートは介護保険制度を対象としたものです。障害福祉サービスについては担当部署より別途回答を依頼します。

**＜アンケートの記載について＞**

**問７**　アンケートに回答した場合、横浜市から自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者等への介護サービスの提供を要請されるのか？

**答７**　ワクチンの優先接種が決定した際は、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等に対してサービス提供する意思がある事業所として情報提供を行う場合や、登録事業所に対し、本市からサービスの提供状況について照会する場合があります。なお、今回は事前調査により、本回答をもって提供されるものではありません。

**問８**　サービス種別に記載がないものは優先接種の対象外か？

**答８**　記載されているサービス種別の他、介護予防サービスや総合事業（指定事業者の主体によるサービスに限る）も含まれます。アンケートのサービス種別には介護予防サービスや総合事業を本体事業所に含み回答してください。その他のサービス種別は、今回のワクチン接種の対象外となります。

**問９**　１つの事業所で複数のサービス種別の指定を受けている際は、どのように回答すればよいか？

**答９**　回答は、１事業所ごとに１回限り有効とします（※）。１つの事業所で複数サービスの指定を受けている場合は、該当するすべてのサービス種別にチェックを入れたうえで、各サービスの該当職員の合計人数を回答してください。

　　なお、回答送信後に不備や修正が判明した場合には、新たな内容で改めて回答してください。その際は、再回答である旨を「通信欄」に明記願います。

　　（※）同一事業所から複数回の回答があった場合は、最新の回答内容のみを有効とし、それ以外の回答は破棄されます。